令和８年度　『学校いじめ防止基本方針』

香取市立香取中学校

１　いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法・第２条）と定義する。

いじめは重大な人権侵害であり、全ての生徒が「いじめは絶対に許されない」と正しく認識すること、いじめへの対処を理解し行動できる力を身に付けることを中核として取り組む。

本校では、全職員が一丸となって、いじめの防止、早期発見に努める。発見した場合は、該当生徒を指導するとともに、必要に応じて関係機関に通報するなどの適切な対処に努め、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする。さらに、いじめが心身に及ぼす影響や、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

また、学校はいじめ問題への対処にあたり、保護者等への正確でていねいな説明を行う。けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、「心身の苦痛」を感じていれば、いじめと認知する。

そして、生徒が「いじめを放置しない」ことを可能にする規律ある学校環境、学校内外の相談体制を整える。

２　いじめの形態（具体的な内容）

◇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
◇仲間はずれ、集団による無視をされる。
◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
◇金品や物品をたかられる。
◇金品や物品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

３　学校いじめ対策組織の設置と校内体制

生徒指導部会を核とした防止対策委員会を設置し、以下の取り組みを実施する。

〈名　　称〉「学校いじめ防止対策委員会」
〈構成委員〉校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談担当、養護教諭
　　特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、事案によって学校評議員
〈活　　動〉
①学校いじめ防止基本方針の策定
②具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正の実施
③「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する職員研修の企画・運営
④学校内のいじめの相談・通報の窓口
⑤いじめの疑いや生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録
⑥情報があった時の緊急対処方針の決定と保護者との連携

４　いじめ防止等のための方針

⑴ 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にする心を育むことによって、いじめの防止・早期発見に努める。

⑵ 生徒のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する中で、いじめの防止・早期発見に努める。

⑶ 発達の段階に即した確かな生徒理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある組織的な指導の中で、いじめの防止・早期発見に努める。

⑷ 学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、生徒のストレスを高くする指導を見直す中で、いじめの防止に努める。

⑸ 学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導にあたる。

５　いじめ防止等のための具体的な取り組み

⑴ いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、全ての生徒を対象に、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こりうる」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

本校では、生徒・保護者・地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した取り組み計画を立て、いじめの未然防止に取り組む。

ア　いじめ防止等に向けた取組の年間計画等の作成と見直し

・学校いじめ防止等年間計画の作成と年度末における見直し
・教師用のチェックリストの作成と活用

イ　道徳教育及びいのちを大切にするキャンペーン等の充実

・全教育活動を通した、道徳教育の推進
・生徒会活動等、生徒の自発的な活動の展開
・豊かな人間関係づくり実践プログラムの推進
・自然体験や宿泊体験、職場体験等の推進
・人権教育等の推進
・読書活動の推進

ウ　インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

・情報モラル教育やサイバー教室による未然防止の推進
・プロバイダ責任制限法による誹謗中傷等の削除要求、発信者情報の開示請求等の周知

エ　教職員研修の推進

・職員会議でのいじめ防止等の共通理解
・いじめの防止等に関する事例研修の実施
・生徒指導の機能を重視したわかる授業の展開
・教職員の生徒を傷つける発言等や体罰根絶に向けた研修の実施

オ　保護者や地域住民等への啓発活動

・いじめ防止対策推進法の家庭・地域への周知
・保護者会やＨＰ、学校・学年だより等による広報活動
・リーフレット「学校・家庭・地域が一体となったストップいじめ」の配付
・リーフレット「今こそ『いじめゼロ』を目指して」の配付
・「インターネットに潜む危険性について」（文書）の配付

・「いじめゼロ宣言」の生徒会での採択と周知
・道徳や特別活動を含む教科授業の一般公開

(2) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを教職員は認識し、以下のようにいじめの早期発見に努める。

ア　早期発見のための措置

・日常的な一人一人への声かけ
・「個人ノート」や「生活ノート」等の活用
・「SOS の出し方」の指導
・昼休み等授業時間外での、生徒の人間関係の観察
・電話連絡や家庭訪問等、保護者との日ごろからの連携
・定期的（＊）ないじめ等生徒の悩みに関するアンケート調査の実施
　＊年間６回（５月、７月、９月、１１月、１月、２月）
　※週末に配付し週明けに回収することで、早期対応に努める。
・保護者を対象としたいじめに関するアンケート調査の実施（前期：６月）
・教育相談の実施（年間６回、１回目の５月は全生徒対象、他については希望する生徒と学校側から必要とする生徒のみ実施）
・スクールカウンセラーによる生徒面談

イ　相談体制の整備

・生徒と教職員の豊かな人間関係の構築
・保健室やスクールカウンセラー相談室等の相談機能の充実
・相談箱の設置
・いじめについて「話す勇気」の指導
・本人や報告者の心身の安全の保証
・生徒の相談記録等情報の教職員による共通理解
・保護者や地域住民等から学校へのいじめ等の情報の連絡窓口の開設
　〈電話番号〉　５０－５０００
　〈担　　当〉　教頭・生徒指導主任・養護教諭

【参考】　香取市ほっとダイヤル　《教育委員会対応》
〈電話番号〉　５０－１２８８

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報・相談を受けた場合は、学校いじめ防止対策委員会を中心として、組織的に対応する。

ア　いじめの認知

◇いじめの疑いについての初期情報の把握

イ　初期対応

①学校いじめ防止対策委員会で初期対応の方針の決定
②教育委員会への報告と連携
③いじめられている生徒及びその保護者への方針説明
④いじめの事実関係を明確にする調査
⑤初期支援（指導）

ウ　二次対応

⑥情報整理と具体的な指導・支援体制の確立（全職員での共通理解）

⑦保護者への報告と支援・助言（素早い対応、直接会って対応）

エ　長期対応

⑧関係生徒の心のケアを組織的に全職員で実施

⑨再発防止に向けた支援・指導・助言を継続的に実施

オ　重大事態発生時の関係機関との連携

◇香取中学校での重大事態の考え（いじめ防止対策推進法・第２８条より）

（ア）いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき

（イ）いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(4) 体制図

